

## 川崎市自立支援センター日進町管理運営委託事業者募集要項

### 1 事業の趣旨・目的

本事業は、主に川崎市・幸区に起居する野宿生活から脱却する意思がある者を対象に、宿所・食事を提供するとともに利用者一人ひとりが抱える自立阻害要因を見極め、それぞれの状況に応じた自立に向けた適切な支援を行うことにより地域社会で安定した生活を営めるようにすることを目的とする。

### 2 公募に関する事項

#### (1) 公募概要

##### ア 業務委託名

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託事業

##### イ 業務委託内容

(ア) 川崎市自立支援センター日進町（以下、「センター日進町」という。）の管理運営

(イ) センター日進町の入所者に対する一時生活支援事業及び自立相談支援事業の実施

##### ウ 履行期限

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

##### エ 実施場所

川崎市川崎区日進町

##### オ 業務規模概算額

357,366,000円とします。

(内訳) 1年目 119,122,000円

2年目 119,122,000円

3年目 119,122,000円

##### カ 契約方法

公募型プロポーザル方式による特命随意契約

#### (2) 公募スケジュール

1月25日(金)	公募告知・質問受付
2月1日(金)	質問締切
2月6日(水) 正午	参加意向申出書締切
2月18日(月) 正午	応募書類提出締切
2月25日(月)	受託予定者選考委員会開催
3月上旬	選考結果通知
4月1日(月)	契約予定日

### (3) 提案資格

ア 本事業委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(ウ) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者

(エ) 法人格を有する団体であること

(オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと

(カ) 川崎市の入札契約における暴力団排除措置要綱に定める規定に抵触する法人ではないこと

(キ) 近隣他都市において、過去5年間に地方自治体からホームレス自立支援センターの委託（再委託も含む）を受けた実績のある法人であること

イ 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとします。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記ア（ア）～（カ）を満たす法人で構成し、代表者は上記ア（キ）を満たすものとします。

### (4) 応募手続き

本事業の受託を希望する事業者は、次の応募書類を作成の上、参加意向申出書一式（ア～ウ）は正本各1部を2月6日（水）正午までに、企画提案書等書類（エ～ク）については一式として綴り、正本1部、副本8部（複写可、A4版、横書き、左綴じ）を2月18日（月）正午までに持参により提出してください。

ア 参加意向申出書（別紙1）

イ 申立書（別紙2）

ウ 誓約書（別紙3）

エ 企画提案書（自由形式）

※ 企画提案書は「4」の順に沿った形で全て記載してください。

オ 概算見積書（自由形式）

カ 定款または寄付行為等（自由形式）

キ 事業者の概要、およびパンフレット等（自由形式）

ク 役員名簿（自由形式）

### (5) 留意事項

ア 応募者が次の事由に該当したときは失格とします。

(ア) 2（3）に規定する提案資格を満たさないこととなったとき

(イ) 応募書類に虚偽の記載がある場合

(ウ) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

エ 提出された企画提案書は、受託予定者選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。

また、その他の提出書類については、理由のいかんを問わず返却しません。

オ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙4）を提出してください。

カ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

キ 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

#### (6) 質問の受付

ア 受付期間は、「2（2）」に定めるとおりとします。

イ 質問方法は、質問書（別紙5）に記入の上、「2（7）」に定める担当者に電子メールにて行うものとします。また、送信後に電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。

※ 質問自体を電話やFAXで行うことはできません。また、受付期間外に個別に質問を行うことはできません。

ウ 回答は、法人名を伏せた上で、随時、市のホームページ「川崎市自立支援センター日進町管理運営委託事業の募集について」で公開します。

#### (7) 提出場所・照会窓口

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング 13階 健康福祉局生活保護・自立支援室

TEL 044-200-2697

FAX 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担当 大城・小内・渡辺

### 3 選考方法等について

#### (1) 選考方法

ア 提出された応募書類をもとに受託予定者選考委員会を行い、基準点を満たすとともに、その選考委員の採点の最高得点業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員の合計点で決定します。

イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い業者を受託予定者とします。

ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定します。

エ 応募業者が1業者のみの場合は、基準点を満たせば、受託予定者とします。

オ 審査結果のみ書面にて通知します（点数は公表しません）。

#### 4 企画提案内容

次の企画内容を提案してください。

##### (1) 事業内容について【70点】

ア 本事業の支援対象者像及び支援にあたって想定される課題について、具体的な事例を交えて示すとともに、支援にあたり連携が必要な関係機関や活用可能な社会資源の具体例を挙げ、どのような場合にいかなる連携が可能か提案すること。（15点）

イ 本事業の利用者について、自立支援センター入所後、定められた期限内に適切にかつ速やかにこれらの課題を整理し、稼働能力の有無と単身居宅生活の可否を見極めるための手順を示すとともに実施にあたって工夫すべき点、効果的な手法について具体的に提案すること。特に精神科医療の必要があると思われる者について、どのような支援手法が考えられるかを示すこと。（15点）

ウ 本事業の利用者について、見極めの結果を踏まえて、定められた期限内（入所後原則3か月、最長6か月）に入所者を継続的な自立に結び付けるための具体的な支援方法を提案すること。その際、就労支援対象者・生活支援対象者、それぞれ事例を交えて示すこと。特に就労支援対象者について、不安定な雇用・居住形態を選択しがちなケースへの効果的な支援手法について提案すること。（25点）

エ 本事業利用者に関する個人情報に関する管理手法、防災・防犯、夜間・休日の安全管理等、施設を管理する上での危機管理体制について示すとともに、事故・事件が起きた場合の連絡体制や対応方法について示すこと。また、入所者や市民等から苦情を申し立てられた場合の対応についても併せて示すこと。（15点）

##### (2) 本事業の運営体制について【20点】

ア 配置する職員について、資格、経験、能力及び雇用形態等を示すこと

イ 職員の育成・研修計画について示すこと

ウ 組織的に課題を整理し、フィードバックするための体制を示すこと。

エ 生活保護・自立支援室及び福祉事務所、その他関係機関との連携体制を示すこと

##### (3) その他【10点】

ア 会社概要及びホームレス自立支援センターに係る事業の過去の実績（5年以内）を示すこと

イ 予算見積もりを示すこと

## 5 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

\*各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとする。

## 6 その他

(1) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(2) その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。

(3) 委託契約書及び契約に係る仕様書については、業者選定後、別途定めます。